

2027年ベオグラード国際博覧会 日本政府出展検討委員会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 2025年8月8日付閣議了解された2027年ベオグラード国際博覧会への日本の公式参加(以下、「公式参加事業」という。)に伴う諸準備を円滑に進めるべく、ベオグラード国際博覧会にかかる基本計画を策定するため、2027年ベオグラード国際博覧会日本政府出展検討委員会(以下、「委員会」という。)を独立行政法人日本貿易振興機構に設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1)公式参加事業に関する基本計画策定
- (2)公式参加事業の実施に関する助言
- (3)その他公式参加事業の実施に当たり必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、経済産業省及び独立行政法人日本貿易振興機構が推薦する有識者からなる委員で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、第3条に基づき組織される者を、独立行政法人日本貿易振興機構が委嘱する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、承認日(委員全員より委嘱状に対し承諾を得られた日)より2026年3月31日までとする。

(謝金現地調査費等)

第6条 独立行政法人日本貿易振興機構の規程に基づき、謝金および委員会開催地までにかかった交通費を支払うこととする。

2 支払は当該年の会議への出席回数に応じ、独立行政法人日本貿易振興機構が、委員の指定する口座振り込むとする。

3 必要に応じ、現地調査を行うとともに、旅費(宿泊費、宿泊手当、交通費等)を支払うこととする。

(座長)

第 7 条 委員会に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、委員会を主宰する。

3 座長に事故がある時は、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 8 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員は、代理出席又は他の委員への委任状をもってその出席に代えることができる。

なお、その場合の謝金、旅費は支払わないとする。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、議事の決議に代えることができる。この場合においては、座長はその結果について、委員に報告しなければならない。

5 座長は、委員の同意をもって、必要に応じて委員以外の者に対し、参考人として委員会への出席を求めることができる。

6 委員会は、委員の発議に基づき、座長が必要に応じて召集する。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、独立行政法人日本貿易振興機構に置く。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、第5条にある承認日から適用する。

2027年ベオグラード国際博覧会日本政府出展検討委員会委員名簿

(2025年9月19日現在)

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 国際局 担当部長 安藤 勇生 氏

一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事 岩村 有広 氏

東京都公立大学 理事(国際担当) ウスビ サコ 氏

京都大学大学院 教育学研究科 教授 佐野 真由子 氏

UG WORK 合同会社 代表 澤田 裕二 氏

京都大学 総合博物館 准教授 塩瀬 隆之 氏

日本セルビア協会 会長 角崎 利夫 氏

東京大学大学院 人文社会系研究科 准教授 松田 陽 氏

以上 8名